

第五十一回国会 参議院 大蔵委員会 會議録第二十二号

昭和四十一年五月十日(火曜日)
午前十時四十八分開会

委員の異動

五月九日

辞任

秋山 長造君

補欠選任

野溝 勝君

出席者は左のとおり。

委員長

徳永 正利君

理事

青柳 秀夫君

日高 広為君

藤田 正明君

成瀬 暢治君

中尾 辰義君

委員

大竹平八郎君

大谷 實雄君

栗原 祐幸君

西郷吉之助君

西田 信一君

柴谷 要君

田中寿美子君

戸田 菊雄君

野溝 勝君

北條 浩君

瓜生 清君

須藤 五郎君

小林 章君

国務大臣

大蔵大臣

国務大臣

政府委員

大蔵政務次官

福田 赳夫君

瀬戸山三男君

竹中 恒夫君

大蔵省主計局次 岩尾 一君

大蔵省銀行局保 上林 英男君

事務局長 常任委員会専門 坂入長太郎君

説明員 大蔵省銀行局保 田辺 博通君

大蔵省銀行局保 長 險部保険第二課

本日の會議に付した案件

○地震保険に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地震再保険特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(徳永正利君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る五月九日、秋山長造君が委員を辞任され、その補欠として野溝勝君が選任されました。

○委員長(徳永正利君) それでは、地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

両案につきましては、去る四月二十八日、衆議院から送付され、本委員会に付託されました。

この際、両案に対する衆議院における修正点について竹中大蔵政務次官の説明を聴取いたします。

竹中大蔵政務次官

○政府委員(竹中恒夫君) 地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案に対する修正点の概要を説明いたします。

地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会

計法案につきましては、衆議院においてこの法律の施行期日につき修正が行なわれたので、その内容について御説明申し上げます。すなわち、両法律案の附則に規定しております施行期日につきましては、原案ではいずれも「昭和四十一年四月一日から施行する。」となっていたのでありますが、衆議院において三党共同で、地震保険に関する法律案につきましては、「公布の日から施行する。」、また、地震再保険特別会計法案につきましては、「昭和四十一年度の予算から適用する。」と、それぞれ修正されたのであります。これはこの法律案を昭和四十一年四月一日に施行することは審議の都合上困難となったためでございます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(徳永正利君) 御質疑のある方は順次御発言を願います。

○須藤五郎君 この前、私は質問が途中で終わりました。それから二週間近く日にちがたつてしまつたので、えらい連絡が悪いようになつたので、多少質問がもしもタブになるようなことがあつたら、その点はお許しを願いたいと思つて

まず最初に伺いたいのは、この法案で一番私は不備な点は、いわゆる全損、分損の区別が明らかにならぬ、いわゆる全損か半損かという点の区別がつかぬ点、これは今後実務面において運用していく上に非常に問題を起こしやすい点だと思つて、そこで、この間は、前の委員会におきまして、全損の写真が示されまして、私はそれを拝見しました。その写真を見れば、大体全損とはこういう程度のもので全損といふのかというふうには理解はできるものでありますけれども、写真はあくまで写真で、実際と違つてくる場合がありますし、写真

であらうに示されるならば、それをことばで、なぜ法案の中に、全損とはこういう程度を全損といふのだと、こういうふうに表示することはできないのだらうか、こういう点が一点。政府は全損、分損に対してどういふ考えを持っていられるか、これで完備したもので問題が起らないといふふうには考えていらっしゃるのかどうか、政府当局のお考えも伺つておきたい、こういう点が一点。それから、その次は、要するに火災保険などによりますと、全損と半損という区別がついていて、思うのです。この地震保険も全損と分損、いわゆる全損か半損かというふうな、何かそこにもう一段階ひとつ設けたらどうだらう、こういうふうには私は思つていますが、この二点について御答弁願いたいと思つております。

○政府委員(上林英男君) ただいまの御質問にございますように、この地震保険設計にあたりまして、全損のほかに分損も見たらどうかという問題につきましては、保険審議会におきましても、いふん熱心に議論をされたわけでございまして、けれども、先般も御説明申し上げましたように、分損を担保いたしますことにいたしました。まず第一に、地震災害の特性から申しまして、査定技術上いろいろなめんどうが起る、査定技術上非常にむずかしい問題が起ります。あるいは、分損を担保いたしますと、保険料も高くなるを得ないわけでございまして、自動付帯のたてまえから申しますと、あまりにも負担を高めることはいかがかというふうな問題、あるいは財政力、その保険会社の担保力とかね合ひなど、いろいろ問題がございまして、当面この全損について担保するということにいたしましたわけでござい

たし、その点については経済的全損も含むという点で、この経済的全損の定義があまりはつきりしないのではないかという御質問かと思つてわけ

いわれていますが、この点につきましても、確かに
おっしゃる点もごもっともでございますが、私
どももこの経済的全損というものがうまく運用さ
れますように、建築学者その他のもあわせまして、
また保険会社の過去の経験を生かしまして、いろ
うと簡素に統一的に査定ができるように統一の
査定基準をつくって運用をしてまいりたい、こう
考えているわけでございます。

先ほどおっしゃいましたその写真につきましても、その研究の一つの過程でございまして、こういうような過去の知識から、たとえば柱がどの程度取りかえを要すればその家としては建てかえなければいけない、建てかえなければいけないとすればどの程度の費用がかかる、その費用が現在の時価に比べてどの程度である、そういういろいろな計算をいたしまして、わかりやすい査定基準というものをつくって運用をしてまいりたいという心がまえでおるわけでございます。

もちろん、この経済的全損を含めまする全損を当面担保の対象にいたしておりますけれども、もちろんこれで十分であるとは考えておらないわけでございまして、将来さらに研究を進めまして、またこの地震保険の施行状況を勘案いたしまして、なお改善の努力を考えてまいりたいと思っております。

第二の点でございますが、火災保険の場合におきましては、分損につきましては、その被害の割合に応じて担保をいたすことになっております。この火災保険の場合には、比較的損害の程度が地震保険の場合と違ひまして査定しやすい面もございます。過去におきまして相当の経験も持つておるわけでございます。この地震保険につきましては、特に柱がどの程度いたんだからどの程度の被害の割合になるかというような問題になりますと、非常にむずかしい査定技術上の問題もございます。また、先生のおっしゃいましたように、半

損についても、きわめて単純な半損というものについてだけ、何といたしますか、一定の割合をかけているわけではなく、一定の金額でもって半損の

場合に担保をしたらどうかという議論もあったわけでございます。そういうのも一つのやり方かと思ひます。しかし、その場合におきましても、かりにそういふある程度のものについては、こまかい割合ではなくして、大ざっぱな割合でもつてひつくるめて担保するというよりなやり方をいたしますと、またそこにその限界についてどうするかと、こりいり疑問が起つてまいるわけでございますので、そりいり問題につきましても、もうその地震保険の性格からいって、そり精緻なものではなく、大ざっぱなところで、しかし大体の公平が保てるというよりな設計をしたらどうかという御意見は、私どももごもっともでございますし、また私どもの一つの研究の課題に取り上げたこともあるわけでございます。今後とも十分そりいり研究を進めてまいりたい、こり思つておるわけでございます。

浸水してしまつた、こゝろいうような場合には、かりに、おそらく大多數の場合には若干のものは持つてお逃げになると思ひますけれども、そういうものは考えませんで、その場合には全部全損、こゝろいうふうになるわけでございます。

○須藤五郎君　そうすると、まあ逃げるときに家財のうち重要なものを持つて逃げる、それは入れないで、残つたものを土台にして全損か半損かということをきめる、こゝろいうことです。火災保険ですと、持ち出したやつは、要するに、家財を保険にかけておいても、火災のときに持ち出すという、それだけ引かれてしまふわけですね、保険金から。そういうことはないということです。

○政府委員(上林英男君)　おっしゃるとおりでございます。いまして、その場合に、あらかじめ地震が来る、ことがわかつていてほとんど持ち出したという場

ところが、保険をかけておったときは三つあったんですが、現在二つしかない。それでも、その二つがこわれた場合全損として認めるのかどうかです。

○説明員(田辺博通君) これは字義どおり解釈をいたしますと、保険契約時にその担保の対象になった家財、これが全体が損になるのが全損であるわけであります。その契約時以降三分の一ないしは半分は他のほうに持ち出されておりますても、字義どおり解釈いたしますと、契約時における担保されたる家財の半分ないしは三分の一は無事である、こういうことになりますので、全損にはならない、こういうことになろうかと思ひます。ただ、これは非常に、それじや十分の一とか五分の一とか、いろいろ程度の問題があると思ひます。でございますから、はっきりとそういう事実がわかりましたら別で、ご意見を述べさせていただきます。

○須藤五郎君　まあ全損、分損の問題については非常に不明確な点があり、これを追及すればいろいろな問題が出てくるだろうと思うんですが、今日の段階でこれ以上いろいろやってもなかなかはっきりしたものが出てこないように思います。

合は、これは別でございますけれども、そういうような顕著な持ち出しがない場合には、いま申しましたように、家自体が全焼してしまふ、こういう場合には全損ということでございます。

○須藤五郎君　そうすると、公営、公営、公営は、

一つは契約時におきますところの家財道具の価額が、たとえば若干減っている。多少の異動は家財道具には常につきものである。でございませうから、その罹災時に多少の異動がございまして

で、ほかの委員もこの点触れられることだと思いますから、私はこの程度でこの問題はやめますが、しかし、政府として、今後問題が起った場合、まず松代でそういう問題が起るかもわからないんです、そのときには、やはり被保険者ですね、

あるかわからぬといふので、家財道具を離れた親戚の家へ、たんすが三さおあればそのうち一さおに上等の着物だけ詰めて疎開しておいて、そしてあとに残ったものが全部やられてしまふ、その場合にどういふふうに判定なさるのですか。

として、はまたあつた差がない、とういうぐあい
に考えられる場合、それに対していう、その
家が全焼しているという場合、たとえば洋服の一
着、二着、そういうものはちゃんと着て逃げてい
るじゃないか、したがって全損ではない、そうい

その人たちの立場に立ってやはり判断をするように指導をしてもらいたい、こういうことを私は申し添えて、次の質問に移ることにいたしました。

次は、家の全損、分損は大体目でわかるのですが、もう一つわがりにくい問題がある。それは家賃の全損、分損にたいして問題がある。

○政府委員（上林英男君）　ただいまの御質問は、その松代地震のときに残っておりました家財、それが担保の対象になるわけでございますから、それについての判断をいたすわけでございまして、もうあらかじめ避難をしておったものにつきまし

うのようなことは運用いたしません、こういうことでございます。

○須藤五郎君　するとね、先ほど保険部長が言ったことばとあなたのことばとの間には、だいぶニュアンスが違っていると思うんだね。それで、

見道具の全損か分損かといふ問題だと思ふんですかね。この家財道具は、一体どういふものを基準にしてこれは全損であるか分損であるかをきめられるのですか。

では、これは保険の対象になっておられないかというになるわけでございます。

○須藤五郎君　わかりました。

それじゃね、もう一つ念を押しておきますが、

部長はああいうふうに言ったけれども、あなたはあとでそのために補ったんだろうと思うがね。そうになると、ますますこれはむずかしくなってくると思う。部長はきつとき、地震だといつてごんすで

○政府委員(上林英男君) たとえば家財を収容いたします建物が全焼いたしましたり、流失いたしましたり、あるいは完全埋没、あるいは軒下まで

保険をかけておいたときには、そこにあつたもの
 なんです。たんすが三つあつたとする。ところ
 が、その後地震が危険だというので移すわけです。

もおいて、長持ちでもおいて逃げたものには、これは問題にしない、残ったものが要するにやられてしまえば全損だと、こりいりふうに露かる、

こういう話だった。いまの話だと、やっぱり、いざとなつたときに、持ち出したものは全損にならない、やはり半損だというふうに認められていゝる。おそろく保険会社はその場合、持ち出したものの金額——あとに残つたものはかさは大きいけれども、がらくたばかりで、持ち出したものはかさは小さくても金目のものだという事になれば、やっぱり持ち出したものの価額を算定したりなんかして、これは全損にならないとか何とか因縁をつけるだらうと思う。火災保険で実際そういうことが行なわれておるわけです。だから、必ずそういう問題が起こりますよ。もう一ぺん、部長、はっきり言つてください。あなたのところと違ふのだ。

○政府委員(上林英男君) 端的に申し上げますと、かついで持ち出したものについてやかましく言つて、全損ではないとか何とか言つてもいいわけではございません。あらかじめ疎開をしておいたものということになりますと、この地震保険の性格から申しまして、厳密に解釈いたしますと、先ほど第二課長の申しましたとおりのことなるわけでございます。したがしまして、はっきりいましておきますことは、その地震に際してかついで持ち出した程度のものにつきましてはとやかく言うつもりはない。その他の点につきましては、たゞてまえは二課長が申しましたようなことでございまして、それよりも、そういう点につきましては、被害者の実情なども考慮いたしまして、適正な措置がとられるように指導してまいりたい、こう考えております。

○須藤五郎君 それはかつぎ出したものが長持ちの一つくらいで済めばいいかもしれませんが、かつぎ出した、かつぎ出したと言ふが、家族の多いお百姓さんのところで、おじいさんから孫に至るまで家族総出でものをかついで出れば、相当なものがかついで出られますよ。それでも、かついだものだからあれに關係しないと、こういうのですか。あなたはかついだ、かついだと言ふけれども、かつぐものいろいろがあるわけですよ。その

場合には、あなたの言うのは入らないというところになるだらうと思ふのです。あなたの言うのは入るといふことになるのだらうと思ふのですが、どつちですか。非常にあやふやですよ、この法案は。だから、問題はあとに残るから、明らかにしてもらいたたい。あなたはかつぐ、かつぐと言ふが、一人でかつぐのと違ふのだ。家族十人の者がかついだら、相当なものがかついで出られるのだな。どうなんですか。

○政府委員(上林英男君) おつしやるのとおりでございますが、それは極端なことを考えますと、きれいかついで、ほとんど被害が何にもなくなるようにかついで出しました、こういう場合には、常識的に考えまして、家財について全損ということにはならないと思ひます。しかし、通常緊急な場合に、まあ家族が何人おるか知りませんが、かついで緊急の避難ができたという程度のものにつきましては、やかましく言つてもいいけれども、ないわけでは、やかましく言つてもいいけれども、これは、適切に行なわれてまいりますように——これがどんな基準を設けましたもなかなかむづかしい問題でございます。そのときの事態に應じて、もちろんこれは保険会社のいろいろな過去の経験もございまして、そういうことがうましく運用されるように私どもとしては指導も監督もしてまいりたいと思ひます。

○須藤五郎君 これも家屋の全損、分損と同じく非常に判定がむづかしい問題が今後起こるのです。家屋の全損、分損と同じく、家財の全損、分損も非常にむづかしい問題がある。この法案自体が非常に不備な点があるといふことなんです。これはおそろく、ぼくが追及しても、あなたたちは確たる答弁ができないし、むづかしいだらうと思ふ。だから、これも私はこれ以上質問しませんが、そういう不備な点があるといふこともあなたたちはやはり認めておかなければいけないと思ふ。それで、実際の場合には、これは被保険者に有利なように善処して考へて行なうということが

やはり必要になつてくると、こういうふうに思ふのです。

○中尾辰義君 関連。いまの家財道具でも、また家屋の問題にしても、いろいろ質問があつたように、非常に全損といふことが判定がむづかしい。また、保険料の値上げにつきましても、政令でもつてきめる。こういう問題、法律と同時に、政令の内容といふものは大体こういうふうになつてゐるんだと、あなたのほうで大体はつきりして出さなければ審議ができないでしょう。で、答弁でいろいろ言つていらつしやいますけれども、實際査定の場合に問題が多いんだ、こういうのは。現在火災保険でもそれでしやう。ですから、それを審議しても、結局これは水かけ論に終わつちやう。だから、そういうものは、あなたのほうで政令の内容といふものをほぼ明らかにしたものをだせばいい、法案と一緒に、建設委員会等におきましては、法案と政令と添えて委員会に出して、これを審議しても、あなた、結局水かけ論ですよ、一時間やつても二時間やつても、あなたとしてはどういふものをおつくりになるのか。おそろくこまかいのをずつと、こういう場合、こういう場合とこころなるんでしやう、おそろく。そこら辺のところが問題になつてゐるんですからね。この問題だけではない、時間経過してゐる。

○政府委員(上林英男君) 御質問の点につきましては、私も一番適正な運用をはかつていかなければならない点だと心得ております。で、その点につきましては、前々から申し上げておりますように、政令ではございせんが、この統一的な査定基準をつくるつもりでおります。建物につきましては、建築学者その他を集め、また火災等につきましても、保険会社の過去の経験も生かしまして、統一した査定基準をいま逐次つくつておるわけでございます。それにしまして、地震の場合におきましては、相当場合によりましては大規模な共同査定をやらなければならぬことがございします。それで、それにも備へまして、統一的な査定基準をつくり、それによつて運営がうまくいくよ

うにという努力を目下重ねてゐるわけでございます。おつしやいます点につきましては、私も十分心がけて、適切に運営がされるように努力をしていきたいと思つてゐるわけでございます。

○須藤五郎君 順序がいろいろ違ひますけれども、この地震保険に加入した人は、非常な不十分ながら九十万円六十万円という保険金が入るというわけですが、しかし、これに加入できない人ね、加入したくても保険料がない人、加入できない人は、一体地震で全損をされた場合救助法の適用を受けるということになるのですか。地震保険ができたから救助法は適用しないということになるのですか、どうですか。

○政府委員(上林英男君) 地震保険はみずからの財産を保険料を払ひましてこれを守るといふたてまえで設計をいたしておりますわけでございます。したがしまして、緊急の場合に災害救助法を発動いたしましたとき出たやつたり仮設住宅をつくつたり、いろいろなことをやるわけでございますが、この地震保険とは全く無關係でございます。したがしまして、もちろん入つてゐる人も入つていない人も応急の措置の適用は受ける、こういうことになつております。

○須藤五郎君 もう一つ聞きますが、それじゃ地震保険の支払いを受けた人には災害救助法は適用されないのですか。

○政府委員(上林英男君) ただいま申しましたように、無關係でございますので、かりに地震保険に入つておる方でも災害救助法の適用を受け、実情に應じてはたき出しのあれも受け、それから仮設住宅なんかに入るといふことになるわけでありまして。

○須藤五郎君 ちょっと、これは法務關係の質問になるかどうかと思ふのですが、家主は全損の場合家を再建して借家人に貸す義務があるかどうかという問題なんですかね。

○政府委員(上林英男君) その關係もこの法案とは無關係でございますので、したがしまして、そういう義務はない、ただいまの法制ではないとい

うことになっておる、そのとおりでございます。

○須藤五郎君 罹災都市借地借家臨時処理法という法律の關係の法律ですが、その中によると、借家人は優先的に入る権利がある、再建された場合でいい。そういう法律。それから第二には、家を家主が建てない場合は借家人がみずから建てる権利を有するということがあるわけですからね。まあ借家人は、家主が建てない場合、六十万円なり九十万円も建てるといふことは、まあ建てられるわけなんです。土地があつたら、そうすると、家主は全損の場合保険金取つちゃうわけですね。家主が金もつちゃうわけですよ。そうすると、借家人は金一文も入らぬわけですよ。家主は金だけもらつておいて、あと家を建てぬ。そうすると、借家人は、金はもらわぬ、家は建たぬ、家主が建ててくれぬといふことになる、これは非常に困つたことになるわけなんです。そこで、借家人に非常な不合理な不都合な面が起つてくると思ふんですね。今度の地震保険法案の中でも、家主はその土地に家を建てて借家人に貸さなければならぬ、保険金取るんだから。保険金ももらつてしまえば知らぬ顔じゃなく、保険金取つたら貸し家を再建して借家人に貸すという義務がなければ、おかしいじゃないですか。その点はどうかうふうに考へておられますか。

○政府委員(上林英男君) ただいまのお話は一般の借地借家法の問題でございまして、普通の火事が起りました場合でも同じような問題が起るかと思ひますが、この地震保険法案につきましては、一般的に国民の生活の安定等をはかるといふ考へ方でございまして、その分野まで立ち入つていふ考へ方でも、その分野まで立ち入つていろいろ規定をしておるものでもございせん。したがういふ点も、仰せられました点につきましては、借地借家の問題の処理が必要であらうかと思ひます。その点につきましては、なかなかむずかしい問題であらうかと思ひます。そういう考へ方でございまして。

○須藤五郎君 そりすると、やはりこの地震保険が借家人の立場に立つて考へられていないといふことですね。家持の立場に立つていふわけですね。だから、家持は家がつぶれば金ももらえるけれども、借家人は家財焼かれて、それで着るものもないし何にもない状態で、生活に困るといふ状態が出てくる。やはりこれは借家人の立場に立つて考へるというところが私には必要だと思ふんです。だから、この地震保険はやはり家持の立場に立つて考へたものであつて、借家人の立場に立つてものを考へていないといふことが言える、こういうふうに思ふんですね。

それから、第四条に保険金の削減という問題がありますね。これは、あなた、保険金三百万円かけて、それで九十万円もらう、六十万円もらう。ところが、災害が大きくなつて三千億以上の災害になると、これがもし六千億の災害になると、これは半分になつてしまふ。災害が大きくなるとは被害が大きくなる、もつとよけいもらわなければならぬ、そろばんが合はぬといふのに、被害が大きくなれば、災害が大きくなれば、それがだんだん削減されていくといふのは、一体どういふことなんですか。一方的都合ばかりで、被保険者の都合なんといふのは全然考へていないことになりはしませんか。そこはどうかうふうに考へておられますか。

○政府委員(上林英男君) 地震保険は、時と場合によりまして非常に被害が大きくなる可能性を秘めておるものでございまして、これを無制限にいたしますと、国の財政力にもおのずから限度がございまして、一たん被害が起きました場合にございまして、どの程度の限度にとどまるかといふ問題、これが非常にむずかしい問題でございまして、こつちの点もまた、日本が世界で一番大きな地震国といわれておりましたにもかかわりませず地震保険制度のなかでできなかったゆえんであるわけでございます。そのようなことを考へましていろいろな制限をつけたわけでございます。

が、その一つの限度といたしまして、先般御説明いたしましたように、四十一年度におきましては一回の地震による被害を三千億を限度にして支払うといふふうに考へたわけでございます。ただし、やたらにこの限度が発動されて保険金の削減をしなればならぬといふことも、これもまた非常に問題でございまして、私も考へましたのは、わが国で最大の地震でございまして、東大震災程度のものが起つても削減をする必要がなかつたら、そういうところをめぐらして、またいろいろの制限を加えたわけでございます。いまですが、まずこの三千億という限度を設けておけば、考へられる最大のものと同じようなものが来て、削減の余地がなかつたら、こつちのことで限度を設けたわけでございます。もちろん、この東大震災よりももつと大きな地震が起らないとは断言できませんので、そういう場合にはこの規定が適用があるわけでございますが、そういうような事情からこの三千億と定めたわけでございます。まずこの限度の適用を受けることはないだらうといふことも一つ頭に置いて考へたわけでございます。

○須藤五郎君 限度が三千億と考へるようなことはほとんどないだらうといふならば、この削減するなんという字句を挿入する必要がないと思ふんですね。やはりあるといふことは想定してあるわけですね。そのあつた場合に、被害が大きくなつた場合に削減されるというところが不合理だと私は言ふわけなんです。災害が大きくなつても金が少ないとなつてくるというものは、そんな不合理なことではないと思ふんですね。私は、だから、削減といふことはおかしいじゃないかと、こつちのことを私は言つてゐるんです。

○政府委員(上林英男君) おつしやることはございまして、めどといたしましては、まずいままでの過去の一番大きな被害、そういう被害が起つても削減されることの起らないようにいふところをめぐらして置いたわけでございます。しかし、もちろん、おつしやいます

ように、何びともこれ以上の被害が起らないといふことは断言できないわけでございますが、しかし、それを青天井にいたしまして、先ほど来申し上げておりますように、財政力についてもおのずから限度もございまして、この程度の限度を設けざるを得なかつたわけでございます。その限度につきましては、何回も繰り返して申すことになりましても、まず現在想定される地震ではないであらうといふめどと合わせて、またやはり一定の限度を設けざるを得ないといふ考へ方と、両方での考へ方をこの点に調和をいたしたといふふうに御了承いただきたいと思ひます。

○須藤五郎君 民間会社の支払う保険金総額ね、これを三百億といふことに区切つていますね。何でもこれをもつと五百億とか一千億といふふうに規定をしないのか。一体どういふ考へ方と計算方法で、いま三百億といふ数字を算出したのか、その点、お伺ひします。

○政府委員(上林英男君) もちろん民間会社は地震保険ばかりではございせんので、一般の火災保険、あるいは船舶海上、いろいろな保険をいたしておるわけでございます。現在持つております資産も、そういう担保に充てるべく持つておるのでございます。したがういふしまして、一たん大きな地震が起りました場合に、その保険金を支払うことによりましてそのほかの保険金の支払いに事を欠くといふことになつては、これはたいへんでございまして、おのずから現状におきましては、保険会社として担保し得る範囲があるわけでございます。三百億をめぐらして考へましたのは、現在におきます営業、収支の状況とか、あるいは一たん異常な災害が起つたときに備へて異常危険準備金といふようなものを積んでおられますが、そういうようなものを頭に置きました、資本金その他といふようなものを頭に置きました、大抵現状の保険会社の實力から申しますと、一回につき三百億程度の負担をいたしまして他業務の運営にもこと

欠かない、精一ぱいこの地震保険制度の運営にも役立ち得るものである、こういふふうで考えまして三百億の限度を設けたわけでございませう。

○須藤五郎君 この第五条に、「収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならぬ」というふうになっていませう。保険料を幾らとするのかですね。まず、先ほど質問があったように、政令で定めるというふうになっているけれどもね、やっぱりその政令の内容がわからぬと私たち審議に非常に困るのですが、先ほど公明党の中尾さんがおっしゃったようにですね、で、保険料収入がどんどんふえてきたならば、こういう趣旨のつとめて保険料を下げていくのかどうか、そういう点で伺っておきたいのです。

それから、その保険料は、火災保険ですと地域によって違うわけですが、地震保険も地域によって保険料が違うのかどうか。この点、まず答えてください。

○政府委員(上林英男君) 地震保険料率のきめ方でございませうが、これは一般の損害保険料率と同じように、これは損害保険料の算定会というのがございまして、そこでいろいろのデータを集めまして、大蔵大臣の認可を経て施行する算定会料率というものがございませう。その適用を受けしめる予定でございませうので、政令で規定をすることを考えておらないわけではございませう。

で、その金額はどの程度になるかと申すわけではございませうが、これは総合保険に自動付帯することによって考えております。ただいま住宅の総合保険の全国平均の料率が、千円に對しまして三円二十四銭でございませう。百万円に對しまして三円二百四十円になるわけではございませう。これは全国の平均でございませうから、もちろんこれより高いものも低いものもございませう。これに對しまして、今後総合保険に自動付帯をされました地震保険のときの総合保険は、いまの三円二十四銭に約一円程度上乗せになる予定でございませう。

それから、この約一円、親契約に對します約一円という金額はどこからはじいたかと申しますと、

過去四百六十七年間の日本におきます地震の記録がございませう。それにつきまして、各学者がいろいろと現在の科学的知識を用ひまして震度その他を計算いたしておきませう。それをもとにいたしまして被害額をはじき、それを計算の根拠といたしまして、現在の付保状況においてはこういふいまま申しましたような料率を定めるつもりでおるわけではございませう。

で、今後引き下げるつもりはないかという御質問でございませうけれども、地震保険と申しますのは、いま申しましたように、非常に長い年月を経ませんと結果がわからないものではございませうけれども、もちろん今後の運営によりまして地震の頻度、被害というふうなもの、私どもが四百六十七年間に限りましたような被害に比べて減ったという、あるいは減る見込みと申しますか、減るということでありませうならば、これはそういう実績を見て下げていくべきものであるというふうに考えておるわけではございませう。

それから、第三の、火災保険と同じように地域区分を設けるつもりかどうかという点でございませうが、学者の方々がございましておきませうところによりまして、日本じゅうどこも地震が起らないと確約できるところはございません。けれども、しかし、過去の記録から申しますと、非常に被害の大きかったところ、非常に少ないところというところもございませう。したがって、もちろん、この地震保険の性格にかんがみまして、できるだけ、まあある地域とある地域との格差と申しますか、料率の差というものはあまり大きくないほうが望ましいという保険審議会の答申があるわけではございませうし、その線に沿ひながら、まあ過去の記録をもとにいたしまして、地域的には若干の格差をつけてまいりたい、こう考えておるわけではございませう。

○須藤五郎君 その三百万円の限度で、もうらうときには九十万円、六十万円というわけですが、地震だけの立場で考えると、九十万円、六十万円もらうのに何で三百万円に對する保険料を払わなければならないのかということがあつたわけではございませう。そこはどうか。

これはならぬのかということがあつたわけではございませう。そこはどうか。

○説明員(田辺博通君) 保険料率といたしまして、いま部長が御説明いたしましたのは、何と申しますか、親契約に自動付帯——その三割を自動付帯する、こういう考えでございませう。親契約の保険金額千円に對しまして平均大体一円ぐらゐ上乗せになる、こういうことではございませう。もちろん、三百万円といひますと、三割にしない前の保険金額に對して地震の危険率その他からはじいた料率をそのままかけるのじゃなくして、三割をいひますものが地震保険の場合の保険金額になるわけではございませうから、その場合の料率というものは、対千円一円といひますのは三割にした数字でございませう。したがって、もとの三百万円に對して九十万円の保険料といひますのではないわけではございませう。その点御了承願ひたいと思ひます。

○須藤五郎君 そうすると、要するに三百万円だけれども、その中には火災保険も、それから地震保険も、いろいろのものが入つてゐる、それだからその地震保険の分としては三分の一くらいしか保険料もらつてゐないから、払う場合もさうだと、こういう面ですね、それはわかると思ひます。それじゃ三百万円の総合保険をかけた人が火災に罹つた場合、三百万円もらうのでしょ。火災のときは三分の二もらうといひますか。そうすると、地震のときは火災のときと、何だかそらばん合わぬじゃないですか。地震のときははらえぬ、火災のときは全部もらえる、それでは話が合わぬような感じがしますよ。

○説明員(田辺博通君) これは保険上の非常に正確なことを申しますと、三割を自動付帯する。三百万円の親契約がある。火災で焼けますと、もちろん三百万円が保険金額になる。地震保険はこれに自動付帯する。自動付帯される保険金額が三割である。すなわち九十万円である。三百万円と仮定いたしますれば、地震保険の保険金額は九十万円である。そういうたてまえでございませう。つまり、

三百万円の総合保険に九十万円の地震保険が必ず自動的にくつてゐる、そういう仕組みでございませう。

○中尾辰義君 関連。その場合に保険料は、火災保険の保険金額、つまり三百万円に對する保険料でしよ。それでもらうほうは三分の一だと、地震の場合、その辺が、もう少し明瞭に答へてもらふとややこしいのだ。

○説明員(田辺博通君) 三百万円に對する保険料といひますのは、結局いまの対千円一円といひますのは、三割にしたところで対千円一円になつてゐるわけではございませう。平均率が、でございませうから、契約者の方に便利な計算の方法といひましては、それが一番よろしい。と申しますのは、たとえば三百万円の総合保険にかかつてゐる方は九十万円の地震保険に入ることになるけれども、それによる上乗せ保険料——保険料率ではなくて、保険料の額は幾らかといひますと、その三百万円に對する全国平均でいひますと、対千円一円、つまり三千万円に對して約三千万円を払ふはよろしい。

しかし、地震保険の正確な意味における何と申しますか、保険上の正確な意味における保険料率、地震保険の保険料率といひますと、それは九十万円に對して三千万円、これが正確な意味における保険料率であるわけではございませう。つまり、もとの親契約の方もそれに料率をはじいて保険料を計算したほうが一番わかりやすい、こういうことではございませう。

○須藤五郎君 あなた、そう言うならば、そんなに火災の場合と地震の場合とはつきり分けて考へるならば、それじゃ、かりにばくがいま二百万円の火災保険をつけてゐるとしますよ。それで今度は地震保険をつけようと思つと、それに百万円追加して百万円だけの——この十二月が期限としましよ。そうしたら、あと百万円分だけこれから地震の分だけ払つたらいひですか。そうじゃないのでしよ。そういう場合は全部御破算にしてしまつて、ことしの十二月まで二百万円の

保険料払ってあるのに、それを御破算にして、三百万円にして今度保険かけるのでしょ。これは保険かける者の立場でいってたら全く不合理ですよ。少し、保険会社の立場ですよ、これはもの考え方。

○説明員(田辺博通君) ちょっと誤解があるといけませんから、御説明いたしますが、かりにいま二百万円の総合保険にかかっておられる。その期限はまだあと一年ぐらいい残っている。しかし、地震保険という制度ができたから、ひとつ入りたい、こういう場合にどうするか。これはこの地震保険は総合保険の自動付帯でございますから、単独では加入はできない、こういうシステムになっておりますから、おっしゃるとおり、いままでの契約を御破算にする、つまり解約をいたします。解約によりまして、いままでの未経過保険料部分は差し引き計算になります。新しくそれでは幾らの保険にかかるとか。その建物の価額はかりに三百万円ある。いままでは二百万しか総合保険にかかっていなかったけれども、三百万の価額があるから、つまり更改でございますね、新しい総合保険契約三百万円入る、こういう場合をお考えになれば、そのときには自動的に九十万円の地震保険も一緒にくっついてくる。また、逆に申し上げますか、いままで二百万円の保険であつて、この際三百万円にするという気持ちはない、二百万のままで続けたいのだけれども、地震保険がほしい、こういう場合は、やはりいままでの二百万円の契約を途中で一ぺん切つて、そうして新しい総合保険二百万円の契約切りかえ。そうしますと、その場合は地震保険の金額として自動的にくっついてまいるものは二百万円の三割、つまり六十万円である、こういうことになるわけでございます。

○須藤五郎君 その場合、やはり火災保険は火災保険として、地震保険は地震保険として単独の保険でないところに、ぼくはそういう疑問や無理が起こつてくると思うのです。抱き合せてしょう。そうすると、一年分払つた火災保険は、それをゼロに損しなくちゃならぬ、こちらは。そう

じゃないですか。

○説明員(田辺博通君) ただいまちょっと申しましたが、いままで、まだこれから先の未経過部分でございますね、総合保険、火災保険のその未経過部分の保険料は返してもらつて計算になる。解約いたしますと、差し引きになるわけです。新しい保険……

○須藤五郎君 わかりました。ぼくはそういうふうな考えでいなかった。御破算になつてしまつて、ゼロになるのだと考えていたから。

それじゃ最後にもう一回だけ申しませう。民間会社の保険料収入が累積していけば、相当な額になると思ふのです。保険会社というのとはなかなかもつていふのですから、だから、地震保険だつてもうかりますよ、必ず。その資金は財政投融資の資金として利用する考えがあるのじゃないかと思ふのです。政府はどういうふうな考えをお持ちですか、累積した資金は何に使うか。

○政府委員(上林英男君) この地震保険によつて保険会社がもうかるというところは考えておられます。もちろん、長い期間のことでございますので、当面地震が起こらないことを私は望むわけでございます。起こりませんと、資金が蓄積していくかと思ひます。しかし、一たん地震が起こりますと、何十分、場合によつては百年分も一ぺんに吹きとばすような被害が出るわけでございますので、その測定は非常にむずかしいわけでございます。その測定の先ほども申しましたように、そういう事態が、非常に幸運にして被害がないというふうな事態におきましては、保険料を下げるなりあるいは保険の内容の改善——九十万とか六十万万という内容の改善するなり、いろいろな努力をしていくべきものだらうと思つております。しかし、当面、もしそういう事態に至りますと、に相当な資金がたまります場合には、これは現在でも損保会社の資力に依つて財政投融資などに協力をいたしておりますけれども、今後そういう方向で財政投融資その他の協力、あるいは、もちろんこれは契約者の金を預かつているわけ

ありますので、確実安全に運用をする、その一環といたしまして、財政投融資に十分の協力をさせていきたい、こう考えております。

○須藤五郎君 ずっと質疑してまいりましたが、いろいろなまだ不明確な点があると思ひますが、私も、私がいままで質問しておつては、ほかの同僚諸君の迷惑になつてもいいから、私はここで質問を打ち切ります。

○委員長(徳永正利君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○北條浩君 二、三点質問いたします。最初に、いまも問題になつたんですけれども、このたび地震保険ができましたと、地震による間接的災害の場合ですね、これはやっぱり問題になると思ふわけです。その場合に、ただいまのお話を伺つておりますと、総合保険の場合には自動加入ですから、間接的な火災と認定された場合にはこれはどうなるのですか、その点をまず。

○説明員(田辺博通君) 御承知のように、現在の火災保険約款では、地震を直接または間接の原因とする火災、これは免責であるところであつておるわけでありまして、これが最も不満なところでございますので、そのちやうど免責になつておる部分を埋めよう、これが地震保険の構想であります。したがつて、直接でなく、地震を間接の原因とする火災でありまして、それは地震保険の保険金額を受ける、こういうことになるわけでありまして。

○北條浩君 そうしますと、現に松代では毎日ゆれていてわけですね。かりにある家でこんろの始末で火災になつたところが、しゃちゆゆゆれているわけですから、本来ならば、たとえは百万円の総合保険に加入している場合ですね、かりに地震保険がない場合には、これは百万円まるまるもらえた。ところが、このたび地震保険が自動加入になつた場合には、はたしてこれが地震と関連があるかないかという認定が問題になると思ひます。いままでは百万円もつたのが、今度地震保険に自動加入になつたために、これが三分の一になることは、これは非常に不合理だと思ふ。この点を明らかにしておきませんと、現に松代では毎日ゆれているわけですから、これは当事者としては非常に問題だと思ひます。この点、はっきりしておきたいと思ひます。

○説明員(田辺博通君) この地震保険ができたために、従来は地震火災ではなくて、単純な火災として扱われるはずであつたのに、地震保険ができたために、地震火災で扱われるというふうなことは全くの不合理でございます。このようないふことはしないものと信じております。理論的に申しますと、地震を直接または間接の原因とする火災であるかないか、それによりまして地震保険がなければ免責、あれば地震保険が払われる、こういうことになるわけでありまして。

○北條浩君 理屈は確かにそれでしようけれども、実際に一回の地震が、七十二時間一回の地震とするわけですね。松代では日に数十回もゆれているわけですね。ですから、これがはたして地震に關係ありやなしやという認定はむずかしいですね、實際問題として。その場合に、はたして被保険者の立場に立つてやつてくれるかどうか。これは間接的な原因と認定されれば、現に松代等においては、こんろの不始末の火災等においても、これは地震によつて起きた火災だという理由をつけられつけないことではないかと思ふ。その点を

○政府委員(上林英男君) 地震が火災の間接の原因であるかどうか、こういう問題、地震と火災との間に相当因果關係があるかどうかということが、これが問題でございます。たとえば、損害の発生までの間に過失がございまして、いま火の不始末とおっしゃいましたが、これは通常の因果關係が切斷をされますので、全くの過失でありまして、これは単純な火災ということになるわけでございます。ただし、その場合におきまして、地震があつた、したがつてその混乱状態、非常事態のような、人心が動揺しておつた、そのために通常の過失が過失でなくなる場合というものがございま

す。たとえは、過去の判例にもあるわけでございますが、一回地震が起きました、停電になったので、ろうそくを立てていた、ところが、次に地震が来たので、あわててろうそくを消さないで逃げた、その結果火事を起こした、これはろうそくを消さないで出たという事は、普通の状態におきますと過失かもしませんが、そういうような地震という非常事態では、まあ大多数の人がろうそくを消さないで逃げた、こういふふうな状態でございます、これは因果関係が切斷をされませんので、地震を間接の原因とする火災である、こういうふうな判決が出ておることもございます。したがって、具体的な事実の認定をいたしましては、いま申しましたような地震と火災との間に相互因果関係が成立するかどうかというところが問題なわけでございます、こゝろいふ点につきましても、なお裁判所とかなるとかいう判決を待たないで、できるだけ円滑に運用ができますように、私もども保険会社とこゝろいふ運用基準その他につきましても十分よく話をし、円滑な運用ができますように努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

○中尾辰義君 関連。地震の最中に火災が起こつて、そして全焼した、この場合は三分の一を限度としてもらえる。ところが、地震が終わったが、火災がなお続いておる、その火災のために類焼で焼けた、こゝろいふ場合はどうなるのですか。

○政府委員(上林英男君) 地震による火災の延焼、これもただいまの普通の火災保険では免責になっております。その裏を埋める意味が今回の地震保険でございますので、地震を直接の原因とする火災の延焼、これも地震保険制度によってカバーされるということになります。

○中尾辰義君 その場合、三分の一ですか、三割しかもらえない、こゝろいふことになるわけですか。

○政府委員(上林英男君) 仰せのとおりでございます。

○中尾辰義君 そろすると、地震によって火災が

起こると、その火災のために類焼して焼けた場合は全額ですか、保険金の三割ですか、はつきりしてもらいたい。

○政府委員(上林英男君) 御質問の点につきましては、ただいまの火災保険では免責、したがって保険金の支払いはないわけでございます。今後新しいこゝろいふ地震保険制度ができますと、三割を支払う、こゝろいふことになります。

○北條浩君 いまの問題については、被保険者に不利益にならないようにやってもらいたい、希望としてつけ加えておきます。

次に、いままでも問題になりましたけれども、どうしても損保会社というのはい般的にもうけ過ぎていて、感じがするわけですね。感じでは話になりませんので、大体その損保会社の収支の状況を聞きたいわけです。

○政府委員(上林英男君) 非常に簡単に申し上げますと、三十九年度の損益状況について申し上げます。総利益が四千六百四十四億でございます。そのうち保険料収入が三千二百八十九億、これに對します事業費、保険金の支払いを含めました支払いが四千四百四十四億、したがって、事業から生じた収支が五十億七千万円の赤字でございます。

ただし、保険会社は御存じのように未経過保険料その他の準備金を持っておられますので、その資産の運用収入等が二百六十三億四千九百万でございますので、それからその他の損益、これはいろいろの準備金を積みかえたりいろいろいたしますもので、そういうものの損益が百二十九億四千百万でございますので、合せて資産損益をいたしましては百四十一億八百万の黒になっておりますから、先ほどの事業損約五十億を差し引きまして、当期の、昭和三十九年度の利益金は九十億三千七百万円でございます。

○北條浩君 現在の損益状況はわかりましたが、この資産の内容についてお伺いしたい。

○政府委員(上林英男君) 昭和三十九年度末の総資産が四千六百六十三億でございます。そのうち現金、預金が七百九十六億、株式が千四百五十三億、そ

の他有価証券が二百六十九億、貸し付け金が六百四十五億、不動産が三百九億というところがおもな資産内容でございます。

○北條浩君 負債も。

○政府委員(上林英男君) 負債科目をいたしましては、責任準備金が、昭和三十九年度末の状況でございますが、二千二百二十四億、それから支払い準備金、これは事故が起こりましてまだ未払いになつておるもの等でございますが、三百億、資本金または基金が四百七十五億、そのほかいろいろの積み立て金が五百九十七億、その他負債五百六十九億、こゝろいふものでございます。

○北條浩君 そろしますと、現在責任準備金としても二千億以上の準備金があるわけですね。今の回りに、先ほどのお話によりますと、地震保険の料率が千円に對して一円だと、これに對して今度は総合保険を基準として見た場合に自動加入による保険料の収入ですね、これはどのくらいになりますか。

○政府委員(上林英男君) 昭和四十一年度で推計いたしておるわけでございますが、これは四月一日から一年分というところでたいた計算をいたしておりますが、実際は若干施行がずれますので、その点の食い違いがございしますけれども、昭和四十一年度におきます地震保険によります保険料収入というものは、全部で五十五億程度と考えております。このうち、國に再保をいたしますので、國への再保料は、いまのところ大体三〇〇程度と考えておりますので、その三〇〇程度が國の再保険特別会計へ入つてまいりますわけでございます。

から、その五十五億の約七〇〇程度が民間の保険会社に入つてまいります保険料と、こゝろ考えております。

○北條浩君 いま五十五億と言われましたけれども、総合保険の現在の年間契約は幾らですか。

○政府委員(上林英男君) 昭和四十一年度の総合保険がどの程度になるかという推計を過去の実績から推計いたしますと、大体四十一年度において

は七兆円程度の保険金額の加入があるものと考えております。

○北條浩君 そろしますと、七兆円ですと、千円に對して一円だと、七十億になるのじゃないですか。

○説明員(田辺博通君) 平均対千円一円というのは、総合保険に對する割合と申しましたですが、いまの五十五億といふものは、いわゆる純保険料分でございます。これが純粋の危険率に對応するもの、したがって、その三割部分が、四十一年度でございますと、おそろく困庫の中に入るのであろう、こゝろいふうちに考えておるわけでございますが、実際の保険料には、それに対して上乗せを付加保険料として計算をいたしまして上乗せをいたします。したがって、いまの計算は必ずしも対千円一円には合わないわけでございます。

○北條浩君 そろしますと、先ほど損益状況の実情を聞いたわけですが、保険料収入幾ら幾らと説明されましたね。これに對してやはり損失勘定に事業費と出ていますね。いまおっしゃった代理店手数料等は事業費として経理勘定から落ちるのではないですか。

○説明員(田辺博通君) 営業保険料が収入に立ちますから、いまの事業費部門、これは損失として落ちるわけでございます。その事業の中に、会社の社費の中に代理店の手数料も入つております。

○北條浩君 そろすると、いまの説明と矛盾するように私は思うのですけれども、収入のときにすでに代理店手数料等を落として、五十五億と言われましてけれども、収入はどこまでも七十億と計算して、経費は経費として計算する、これが当然の常識だと思ふのです。

○説明員(田辺博通君) 簡単にそれを落として純保険料でもって計算をいたしたのが五十五億、こゝろいふ数字でございます。つまり、経費分を落としたわけでございます。

○北條浩君 そういふ説明を聞きますと、非常に一般の国民には誤った感じを与えますね。収入は収入として計算し、支出は支出として計算するの、これは当然の常識なんです。最初から落としてそれを収入として計算されれば、これは非常に保険会社としてはもうけは少ない、こういう感じを与える。そういう言い方はまずいと思います。

○説明員(田辺博通君) 御質問の趣旨が保険会社に年々どれくらい保険料がたまるかというふうな御趣旨かと思ひまして、私も常々それを考へております。また、国の再保険特別会計にどのくらいの収入があるだろうかというものを一緒に考へておるものでございます。手元の資料といたしましては、純保険料で計算をした五十五億があるわけでございます。別に保険会社の収入を少なく見せるためにという意味ではございませんで、御了解願ひたいと思ひます。

○北條浩君 まあやつかいな説明で、わかりましたけれども、それでは、保険料収入としては七十億あるわけですね、計算上は。そうしますと、先ほどのお話にもありましたように、過去四百六十七年ですか、その地震の災害の平均事故率ですか、これを換算すると、年間二百億、このように何っています。それは間違ひないですか。

○説明員(田辺博通君) 現在の保険料率算定の過程でございますが、四百六十七年間の過去の地震を、再洗ひするといひますか、計算をし直しまして、被害額を四百六十七で割るのが簡単な考え方でございまして。その数字は大体百八十億程度になるわけでございます。年間百八十億程度の支払いになると考へております。

○北條浩君 そうしますと、現在の総合保険の契約に対する自動加入でさえも、それだけでも七十億の収入があるわけなんです。新たに、そのほか現在の火災保険に対して任意加入でどんどんふえていくことが十分予想されますし、また、そうなければ、このたびの地震保険の設定の意味はないと考へる。今後、したがって、損保会社には地震

保険による相当なやはり収入増が予想されるわけですから、これに対して過去の平均事故率というのが百八十億といひますと、さらにその三割が支払いになるわけですから五十四億で済むと、こういう計算になります。先ほど私が問題を提起したように、いままででさえも保険会社はもうかっている上に、さらに地震保険によつてもうけが上積みされると、こういう結果になると私は思ひます。

○説明員(田辺博通君) まず、簡単に筋道を申し上げますと、百八十三億くらいに年間の支払い平均額がなると思ひますが、その三割がつまり先ほど申しました五十五億に相当するわけでございます。保険料といたしましては、年々にかりに同じ程度の平均した地震災害が起ると仮定いたしますと、年々五十五億の収入でもつてまかなへるはずだと、こういう計算になるわけでありまして、それから、普通の火災保険に任意付帯すれば、たまたま収入が上がるだろう。これは確かにそうでございますが、いまの百八十三億と申します数字は、総合保険に自動付帯の設定でもつてこの年間の支払い額を算定したわけでございます。また、さらにその契約の普及が普通保険に任意付帯の道でもふえるといふことになりますれば、震災災害があつた場合に支払ひ保険金額はそれに応じてふえるといふことになるわけでございます。

○北條浩君 そうしますと、現在の損保会社、これと新たにできる再保険会社ですね、この関係について伺ひたいわけですが、まず一円と仮定した場合、この割り振りはどうなるんですか。

○政府委員(上林英男君) このおおむね一円の地震保険料でございますが、これはまず国に再保険をいたすわけでございます。国はいま考へておりますのは超過損害保険でございます。百億までは民間が全部、百億から五百億までは民間と国が半々、五百億をこえますと国が全額を持つと、こういう予定をいたしております。過去の四百六十七年間の地震記録に基づきまして、かりにこういう地震が昭和四十一年度起こつたならばどの程度の被害が出るかといふのを一々算定をいたしまして、

て、いまの申し上げました基準を当てはめてまいりまして、国と民間との負担部分が幾らになるかという額をおのおの算出いたします。おおむねそれが昭和四十一年度におきましては国が三〇〇程度を負担するといふ計算になりますので、一円のうち約三〇〇分は国が再保険料として収入をする、こういうことになるわけでございます。

あとの七〇分につきましては、これは民間の問題でございますが、ただいま私も考へておりますのは、新しい地震保険を——こういうふうな一たん起りますと非常に巨額な災害が起りますものにつきますと、業界が一つとなりまして連帯して運営をうまくやつていこうという意図も兼ねまして、再保険会社を設立する予定でございます。この再保険会社と元請のそれぞれの保険会社と、その負担割合につきましてはまだきまつておらないわけでございますが、残りの七十銭程度のものにつきますと、この再保険会社と元請会社といふもののおおの負担の割合に應じまして保険料も徴収し収入を得ると、こういうふうになるわけでございます。

○中尾辰義君 いまの損益計算の状態は話してもらったのですけれども、ついでにひとつ最後の、損保会社の利益金が約九十億と、こうなつてゐるのです。その九十億といふものはどういふふうに分けをされるわけですか、それをひとつ大体説明してください。

○説明員(田辺博通君) ちょっといま手元の資料をさがしますが、利益金の中の配分は、株主に対する配当、それからその前に商法上の法定積み立て金がございます。そのほかに任意の積み立て金もございます。残つたものを株主に対する配当、こういうふうい分配するわけでございます。

○中尾辰義君 賞与なんかもあるわけだね。

○説明員(田辺博通君) 役員賞与もございまして。

○中尾辰義君 どのくらいになつてゐるのですか。

○説明員(田辺博通君) 三十九年度の全社の利益、これは前期からの繰り越しも含めまして九十五億になりますが、そのうち役員賞与金に回つており

ますのが一億七千六百万でございます。

○中尾辰義君 それでは、その保険金の支払いですが、これは三割を限度とする。「ただし、特別の事情があるときは、政令で定めるところにより、これに代わるべき金額とすることができ」と、ですから、三割をこえる場合もこれはあるわけですね。そういうのはどういふ場合にそれが適用されるのか。

○説明員(田辺博通君) これは大体二つのことを考へております。

一つは、先ほどちょっと御説明しましたように、地震の危険率の高い地域につきましては、格差を縮めると申しまして、ある程度の段階をもつて平均料率よりは高い料率になる。そうしますと、自動付帯でございまして、その保険料部分はいわば自動的に取られるといひますか、契約者としては負担が増加することになるわけでございます。それをさくし定本に三割といふことで一律にきめると、保険料の追加負担が非常にいままでの総合保険の保険料に比較して高くなる地域が出てくるおそれがある。その場合には、むしろ三割といふものにこだわらないで、契約者の希望があればそれより以下の、二割五分とかさういふ割合に薄めてやつてもよろしいではないか、こういう考へ方がその政令で規定しようといひる第一点でございます。

それから、第二点は、月掛けの保険という形態がございます。この月掛けの保険は一種独特の形態を持つておりまして、毎月の納める保険料を丸く単位で区切つております。それから、それに対応しますところの保険金額も、丸く単位で区切つておる。つまり、一種のタリフといひますか、表ができ上がつております。それでおおむね保険料率といひますものを適用して、そのタリフをつくつてゐるわけでございますが、法律どおり三割といふぐあいに考へますと、保険料と保険金額のタリフをつくる関係から、端数等の関係で低い保険金額、たとえば十万円というふうな保険金の場合には、保険料として払い込むものも、三割に

う大蔵大臣の指定するものというのは、いま大体
 そういう事業をやっても何とかやり抜けるんじゃないかという力といえますか、そういうところは
 一体どういふところがあるのか、大蔵省ではどの

○瓜生清君　そうしますと、その再保険会社を現時点においては一社というふうに考えておるんですか。複数じゃなく、単数ですか。一社だけですか。

それで、まあそれはそれといたしまして、地震に對し非常に政府が努力しておることもよくわかります。その結果が、やはり地震保険という制度になったと思うんです。ですけれども、これにつ

でありますから、これはそこまで十分にやって、それでもつぶれてしまふというようなことであれば、それは処置ないんだ、こういう趣旨であります。決して地震をばかにしておるといふ、地元が

心配しておるような趣旨でなかったことだけは御理解を願いたい。

それから、地震保険の料率を一円上げた。正直なところ、私は地震保険の内容、こまかいことはよく存じておりません。これはまあ関係の大蔵省のほうから御説明があったと思いますが、これ

は松代地震のみならず、御承知のとおり日本では従来地震保険というのは成り立たない、こういうことで非常に地震の多い国でありながら保険制度がなかったのでありますが、やはり地震保険という制度をつくるべきである、新潟地震以後特にこれがまた現実の問題となりまして検討を進めて

おつたわけでありまして、特に松代地震のように非常にゆれが、長期の地震が起る、どうしても地震保険が必要である、こういうことで政府もつくる気になりまして、まあ松代ではないとお話しのとおり長い間日夜ゆれておりますから、いろいろ御心配もあることだと思います。ただ、松代地震を対象にしてこの地震保険をつくらう、こういうことでございせんので、特にそこに保険料を上げた、こういう事情ではないわけでありまして、保険制度を、地震を加味した保険をつくる以上は、ある程度の料金と申しますか、それは要るものであると私思います、こまかい点は大蔵省からひとつ御説明を聞いていただきたいと思ひます。

○野溝勝君　大臣の率直な御所見を聞きまして、まあ私もそのとおりだと思ふのです。あなたが非常に実地調査までされて情熱と愛情を傾けられた、これは行政官として非常にいいことだと思ふのです。その行つた大臣がさようなことを言うのはちよつと的はずれだと思つていましたが、やはり新聞にも失言続出とかなんとかいうことが出ておるし、また、地元の人々も、どうも大臣は自分が来たときにはちよつと大きな震動がなかったからね、そんなことは平ちゃらだと考えてああいふことを言つたんじゃないかというやうなことで、そういううわさが飛んでゐるわけですが、しかし、御承知のごとく半年近くもこういふ何千回も震動があ

るので、それはもうノイローゼになりますから、神経が非常に敏感です。だから、私はさような苦言を申したのですがね。そのくらい神経を使っておりますから、行政官たる大臣は少し考えたほうがいいだろう、こういう意味でございますから。よくわかりました。

そこで、保険料の問題については、あなた、率直に、こまかいことは大蔵関係にお聞き願いたいという事です。私はこちらで、あなたは主管大臣やつておりながら何だというたんかは切ることはいたしません。あなたの率直な御意見でございますから。

次に私がお聞きしておきたいのは、これで結局いままでの保険、自動車損保、それから火災、今度地震保険が入るわけですが、この保険の契約高が七兆何千億円ですね。そこで、これが今度は地震保険が入ることになりますと、契約高が非常にふえてくると思うのですね。そうなってくるという、料率の問題が非常に、何といいますが、響くわけですね。ところが、保険契約の内容を見ると、どうも三百万について九十万、先ほどの論議の中ではなかなかめんどろな事態があるようです。ですから、私はきょうこまかい話はあなたから聞くではありませんが、こういう点は親心を持って災害者にこたえるように料率の問題も考えてもらいたいということを私は申し上げておるん

ですから、その考えなり精神なりについては同感でございますか。大臣の御所見を聞いておきたい。

○国務大臣（瀬戸山三男君） 保険の問題は大蔵大臣の所管でございますから、私から御満足のいくようなお答えはできかねると思います。けれども、地元の皆さんが非常に心配されておる、苦勞されておるその気持は、その状態はわかりますけれども、やはり保険でありますから、平素地震がないときにかけておくものでありますから、ある程度の掛け金というのはこれはやむを得ないことだろうと思います。いま非常にああいふ異例な地震が続いておりますから、その中に保険料という問題が出てきますと、野溝さんのお話のようなことが

ありますけれども、地震保険というのは地震が来ないときにかけておく趣旨のものでありますから、ある程度の料金というものはこれは保険の制度上やむを得ないことであらうと思う。私はそういって考え方を持っておるわけでございます。

○野清勝君　最後に、あなたはお忙しいから、一

言だけ申し上げておきたい。こういう点はひとり松代ばかりの問題ではありません、災害地の人々は非常に神経をとがらしているわけです。ですから、こういう一つの保険制度にしても、あるいは災害のいろいろの施策を講ずるにいたしましたとしても、私はこまかい問題が非常に心配になってくる

ます。そういうときには、やはりここで論議をして
 明らかにすることもあるけれども、もうちょつ
 と親切に、政令などどういうときに同時に出し
 たほうがいいと思ふのです。それから、奎定な
 んですね。だから、大臣、こまかいものは下にま
 かせてあるとかあるいは他にまかせておるとい
 うことでなく、あなたも親心を持っておるのだから、
 非常に心配しておるのだから、それを徹底するよ
 うにする。先ほども委員会で問題になったが、こ
 まかい問題については質問しなければわからぬ。
 われわれが地元の災害地に行きましていろいろ聞
 かれる、たとえば保険のことを聞かれる、料率は
 もろろんでございますが、今度支払ひについてど
 ういうことになるのかというようなことも聞かれ
 ます。そういうときには、やはりここで論議をして
 明らかにすることもあるけれども、もうちょつ
 と親切に、政令などどういうときに同時に出し

どに閱しまして、ある程度資料を出して、そして審議されたほうが、あなたのほうもいし、またわれわれ政治家もいと思うのですね。そういう点は今後に残された問題ですが、しかし、今後といっても、いま当面の問題だ。だから、この際大臣はこういう点を十分相談されてひとつ善処するということをお答えを願えれば、私はそれで質問を終わります。

○国務大臣(瀬戸山三男君) まことに恐縮であります。突然のお呼び出しで、全然所管外のことでありましたので、地震のほうは扱っておりますけれども、保険のほうは私のほうで扱っておりますので、まことに満足のいくような答弁ができません。

なくて恐縮でございますが、いま承りますと、附帯決議案等があるようでありますが、こういう点は政府部内でもよく相談をいたしまして、できるだけ困っておる方々のためになるように努力をいたしたい、かように考えております。

○委員長(徳永正利君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(徳永正利君) 速記を起こして。

○中尾辰義君　いまの問題ですが、これは政令と法律の問題は、各委員会によりまして、非常に親切な委員会もある。政府側が政令等を添えて出す委員会もある。あなたのほうの建設委員会なんか、この点よくやっておる。

そこで、私がお伺いしたいのは、法律と政令の限界点はどこにあるのか、その点を明確に答えていただきたい。法律と政令、その境目はどこにあるのか、また準拠法律はどうなっているのか、その点を大臣から……。部長でもけっこうですから。

○政府委員（上林英男君） 法律と政令の区分でこ

さいます。もちろん御案内のように……

〔速記中止〕

○委員長（徳永正利君）速記を起として。

○政府委員（上林英男君） 法律事項といたしましては、御案内のように国民の権利義務に関するこ

とでございますとが、もちろん各般の、憲法を含

のがあるわけでございます。それを施行いたしま

するために、施行細則的なものを政令で書くわけ

でございます。したがって、この法律案につ

きまして、もちろんその区分に応じてつくって

あるわけでございます。なお、この政令事項につ

正今案要略といふものゝを、まことに恐

でございますけれども、要綱におきましては、全部

政令事項を盛り込みまして、要綱をつくって、要

綱としてお配りをいたしております。お答えいた

しておきまするときにも、政令に盛り込ませる事

震が原因で火災が起きて家が焼けた。それで、いままでは全然火災保険等の対象にならなかったところが、今回は家が九十万、家財は六十万、だからよくなりましたよ、こう言われますが、せっかく国が、三千億をこえないという一つのリミットがありますけれども、国が出そうとするならば、実際火災だけの場合だったら、家を三百万なら

もう一つは、そういういろいろなことを考えて、今回はやむを得ぬと、こう言われるかもしれないけれども、ぼくはせつかく國が出すというなら、そういうことをやつたつて、赤字になるか黒字になるか、まだわからぬですよ、實際のところ。三千億というのは關東大震災のときの參考にしたリミットだと、こう言われるんですが、もう少し下げるなら下げるで、國がてん補していく、國がとにかく天災地災としての災害はめんどろを見ていくんだという姿勢がどうかにあられてくれば、非常にいいと思うのですが、こういうようなことについては、もう少し前向きで議論してもらおうというわけにはいかぬものでしょうか。

○政府委員（上林英男君） お説のとおりであれば、いまおっしゃいましたように、火災保険金額と同じに一〇〇％を、地震保険についてもこの保険金額を、付割割合をそろえるということが理想の姿であるということ、そのとおりであろうかと思えます。ただ、この地震保険制度につきましては、たてまえといたしまして、住宅、家財をお持ちになっている人たちがみずからの力で自分の家財、建物を守るというたてまえでやっておる

保険料につきましては、確かに今後の予測はできませんけれども、私どもが学者の方々その他の協力を得て、現在の状態では、過去四百六十七年の間の地震記録をもとに料率をできるだけ安くはじいたつもりでございます。これの予測以下に損害額が出てまいりますれば、いろいろな制度の内容の改善あるいは保険料率の改定というような問題に及んでまいりますことは当然でございます。今後の推移を見まして、また今後財政力もだんだん伸びてまいりますように、保険会社の担保力もふえてまいりますので、そういう点を勘案いたしながら、この制度の改善に努力をいたしたい。発足の当初といたしましては、この程度のとこで御了承をいただきたい、こう考えているわけでございます。

—

ら、それは原因は地震だと。こういう認定をされてしまうと、どうも何というんですか、火災保険のためにかけておいたのが横すべりになって、地震の保険のほうの対象だといって逃げられてしまふ。火災保険でたくさん金を払うよりも、地震保険で少ない金を払ったほうが会社としては有利だから、みな逃げていくというふうなことが起こると思ふのです。そういうことをほくら考えれば、地震でなるほど外に出たかもしれないけれども、もう、そういうのは過失なんだ。だから、地震もさることながら、過失もそこにあるということ、水をかけておけばよかったなど、過失のほうにいつて、火災保険の対象にしてしまうと、最高裁の判例がどうやらこうやら。どうもそこら辺のところが納得できないんだが、あなたは地震にいつてまうよというふうな説明をされるのだが、どうも納得ができないんだが、どうなんですか。

○政府委員(上林英男君) 地震火災かどうかという問題でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、地震とその火災が相当因果関係があるかどうかということできるわけでございます。

過失がございまして、その因果関係が中断されるわけでございます。したがって、純然たる過失の場合には、これは普通の火災、こういうことになるわけでございます。ただ、諸般の状況からいつて、過失というものが過失と責めるには当たらないという状態があるわけでございます。先ほど申しました例がその一つでございます。そういうふうな、地震の被害が大きくてあるいは相当な異常な心理状態におきましては、火の始末をそのままほつたらかして外へ出てしまふということも通常あり得るわけでございます。そういう場合に因果関係が中断いたさない。したがって、地震火災である、こういうふうな過去の判例もあるわけでございます。具体的に一つ一つの場合に当てはめてまいりますと、いろいろむずかしい問題もあるかと思ひます。基本的にはいま申し上げたとおりでございます。

しかし、この運営にあたりましては、先ほど

同じような趣旨の御質問がございましたが、この地震保険制度ができたかといつて、いままで普通の火災であつたものが地震保険に横すべりするといふことは絶対にない、そうあつてはいけないうこととも思ひます。それは私もそういうことには十分注意してまいりたい、かよう考へております。

○柴谷要君 地震と火災との問題ですが、たとえば地震のために火災が発生をした、ところがそれは一部分だ、ところが二時間、三時間たつてその火災が鎮火されないで類焼していつた、そうするとその二時間、三時間後の火災のものは地震だから、これは地震に該当して、火災保険は払わないうで、地震の関係だ、こういうふうな問題が出てくる場合があると、この場合に、二時間、三時間後に平静になつて、そして類焼した人が、はたしてそれで納得できるかどうか。これは大きな問題になると思ひますが、この点はどうかお考えになつておられますか。

○政府委員(上林英男君) ただいまの火災保険におきまして、地震によつて起こりました火災の延焼、これは免責になつてゐるわけでございます。確かにその被害を受けられた方にとつては、いろいろ感情的にも議論があろうかと思ひますけれども、そういうふうなことでその制度が成り立つてゐるわけでございます。今回そういう穴をふさぎます意味におきまして地震保険制度を創立制したというわけでございます。したがって、いまの地震保険でも、飛び火したり、延焼していつたといふのは、今回の地震保険制度の対象になつてゐる、こういうことでございます。

○柴谷要君 そうなると、何か地震保険をつくつたといつても、三割しか支払われない、最高が九十万円、家財については六十万といふごく少額なんです。これでは保険の意味をなさないんだ。そうすると、どうも確かに地震に対する保険制度をつくつた政府の気持ちはどこから出てきたかといふ、関東大震災を基準に割り出してくると、どうもこの程度の金額しかということになると思

うが、もつと小さな地震で発生するいろいろな被害についてこまかい配慮が少ないと思ふのです。むしろ類焼したような場合のほうに私はお気の毒な状態だと思ふ。そういうふうなのが地震保険のために免役になつてしまふ。こういうふうなことも助かるのだといふ御意見のようですけれども、どうもこの保険の問題はいい保険制度だといふふうには考えられないのです。

政府も、これには世論もあるから、つくらざるを得ないといふ程度のことじゃないですか。實際審議をこつとやつてきても、あな方一生懸命答へさせておるけれども、とにかく連休前に、本日十日の日には大蔵委員会を開いて六月一日から実施をさせるために今後何とかしようという約束が、連休前からできていたはずなんだ。ところが、本日大臣はどこにいたのだ。わからぬだろう。そういう不誠意なこと、實際われわれ野党が協力できません。政府がそんなに輕視した保険なら、こんなもの出さなければいい。一体こんな不完全なもの——この保険ができて国民全体がほんとうに喜ぶ、こういう体制じゃないんだ、九十万や六十万ぐらいの保険金で。しかし、ないよりいいという程度で賛成してやるのだよ。それを政府が熱意がなく、大臣がどこに行つてゐるかわからぬというのだ。野党がこれほど協力してゐる。野党の出席見なさいよ。審議の進行のために、他の委員会へ行つたつて、大臣を引つぱつてきたつて、十分な審議を尽くして早くあげてやろう、あしたの本会議に間に合はして、そして多少でも松代の辺に起きておる地震の災害のために苦しんでおる人たちに多少の気持ちにゆとりでも持たしてやろうという気持ちがあればこそ、われわれ真剣になつてやつてゐる。それをあなた方に真剣味がないうといふことは、この保険の立案にあつたの真剣味がなかつたといふ証左じゃないか、こう思ふのだが、どうなんだ。これは政務次官の答弁だ。一体どうなんだ。

○政府委員(中恒夫君) 私から……。まことに恐縮に存じます。御承知のように、こういう地震

保険というふうなものは、全く予想のしがたい損害が出るわけで、個人にとりまして非常に重要でございます。国家経済の上から申しまして、もきわめて重要な取り扱いをしなければならぬ、かように考へておるわけでありまして、先般来の当委員会における御審議の経過におきましても、御承知のとおり衆知を集めまして、あらゆる保険学者等から種々の意見を聞き、過去の実績ともあわせて、結局御不満ではございませうが、いまの日本の国力の上から申し上げまして、この程度がまあまあごしんぼう願う程度でなからうか、決してこれをもつて最たるものとは存じておりませんが、一応この程度をもちまして、ことに目録にありまする松代の地震等を考へ合わせました場合には、拙速をとうとふ必要もございするし、いろいろな観点からいたしましてどういふふうな案をつくつたわけでございます。せつかくお怒りではございするが、すでに附帯決議等御用意願つておるようでございますので、何とかこの法案に御賛成願えればけっこうと存じます。大臣がただいまお見えのことにつきまして、一時には必ず当委員会に参るやうでございますからして、いましばらくごしんぼうのほどをお願い申し上げます。

○柴谷要君 それは大臣も確かに国政に参画してたいへんなことだと思ふ。思ふだけけれども、大臣がいま行つてゐるのは、私はそんなにたいへんな問題のところへ行つておるとは思つていない。大蔵大臣だから顔を出さなければならぬ程度のところへ行つてゐると思ふ。それを、ここへ一時に來ると。来るにはちゃんと、人間の生存をするための食料といふことが必要だ、食料を済まして來ると思ふ。われわれ委員はめしめ食わずにこつとやつて一生懸命審議をしてゐる。一体このことは、連休前から、十日の日に上げてくれ、十一日の本会議に間に合はしてくれといふので、われわれも勉強して一生懸命やつてやる。それを政府のほうで熱意がないといふことは遺憾だ。これは自民党さん方に聞いてもらうために言つておるのに、

えておるかどうが、大体五、六〇％で、今度というものに対して、これは除かれておるわけです。いわゆる純然たる営利会社だと言えると思う。幾ら公共性があるといったって、営利会社ですよ。こういうのを除いた理由はどこにあるんですか。

○政府委員（上林英男君） 火災共済協同組合は、御存じのように中小企業協同組合法に基づくもの

○政府委員（上林英男君） 先ほど申しましたように、火災共済協同組合は中小企業等協同組合法に基づきまして中小企業者等が協同組合としてやっているわけでございます。したがって、地方公共団体がやっておるといふものではないですね。ただ、先ほども申しましたように、一時に大火だとかございまして、その組合の経営上いろ

共済事業を営んでいる組合、このうち地震保険をやののにいろんな点から見てふさわしいと申しますか、そういうものは大蔵大臣が指定する道が開かれておりますが、法律の規定根拠もなく、いわば自由にと申しますか、共済類似のことをやっておるといふものは、この制度からははずれることとなるわけでございます。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより兩案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

○青柳秀夫君 私、自由民主党を代表して、兩法律案に対し賛成の意を表明いたします。

わが国は、世界でも有数の地震国といわれ、地震の恐怖から国民の生活を守るために地震保険制度を確立いたしますことは、今日では国家的な悲願となつておるのであります。特に昨年九月ごろから激しい地震が頻発している北信地域の住民の心境を考えますと、地震保険制度の確立は緊急の要請であると言わねばなりません。

両案は、保険審議会の答申に基づいて、さらに具体的な制度とするための整備がなされたものであり、企業ベースにより採算性よりも、地震保険の普及と被災者の生活安定を主眼としており、国の再保険についても財政上の弾力的措置が講ぜられており、新制度として発足せしむるに十分な配慮がなされておると考えます。

しかしながら、質疑の過程において取り上げられましたように、地震災害の特質から見て、その運営はきわめて大切であり、実施状況にかんがみて国民の待望にこたえるよう改善すべき事項も多いように考えます。

このような立場から、私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党四派の共同提案として、地震保険に関する法律案に次の附帯決議案を提出いたします。附帯決議案を朗読いたします。

政府は、保険事業の現状及び地震保険制度創設の趣旨にかんがみ、今後の推移に応じ、特に次の事項を検討し、その実現に努むべきである。

- 一、地震保険の対象に、分損をも加えること。
- 二、地震保険料率の引下げ、支払保険金額の限度額の引上げを行なうこと。
- 三、火災共済協同組合が、地震保険業務を円滑に行なえるよう指導育成すること。

右決議する。

何とぞ御賛成くださるようお願いいたします。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案に対し、反対いたします。

反対の第一の理由は、この地震保険が建物につ

いても、家財についても、全損だけをてん補し、分損については何らのてん補がない点が不備だからであります。この点に関して政府当局は、将来分損もてん補するよう努力するとの意向を示しておられるようですが、その点から見まして、この法案はまことに不備の点が多いと言わなければなりません。

地震が起こるのはだれの責任でもないものであります。その被害は金持ちにも貧乏人にも一様にかかり、むしろ被災時の窮乏は貧乏人にこそ著しいのであります。したがって、地震被害は、保険ではなく、一般会計からすべての人が救済されるよう処理されるべきであり、現にある災害救助法をあらゆる面で被災者の実情と要求に合ったように改正し、災害救助法一本で処理されるべきものと考えます。しかるに、この地震保険では、地震被害者全員の救済と被害前に復帰するためのきめ手にならないどころか、いろいろの矛盾が大きくなり、実際の査定に際してはトラブルが起るおそれがあります。われわれは、この不備で矛盾の多い地震保険によって政府の災害救助法に基づく被災者救助が弱められ、すりかえられるおそれがあると考えるものであります。

反対の第二の理由は、地震再保険特別会計に積み立てられた再保険料が財政投融資の財源に繰り入れられ、独占奉仕のために利用される点であります。

このような性格を持つ本法案にわが党としては反対をいたします。

したがって、附帯決議案にも反対するものであります。

○成瀬幡治君 私は、社会党を代表いたしまして、本法律案並びに青柳委員提案にかかる附帯決議案に賛成をいたします。

その理由は、地震国日本というような名もございしますが、おそきに失すると思ひますけれども、こうした法律案ができたということは、一歩前進——この中身は非常に不十分なものがございます

すが、一歩前進をしたという意味で、賛成をいたします。

不十分な点と申しますと、どういふ点かと申しますと、大体、災害というのは、金のある人、ない人に平等というよりも、むしろ、たとえば風水害によって家が倒れるというよりも、お金のない人の家の屋根のほうの方が飛びやすいわけですが、地震で倒れるのもそうでしょうし、それから家がとにかく密集しがちなところにおいて火災の被害等も大きくなりやすいわけでございます。したがって、こういう地震というよりも、いわゆる防犯措置のきかないようなところについては、単に能率的であるとかどういふような理由ではなくて、広い意味の社会保障制度として取り組むべきだと思ひます。したがって、単に保険料によつてこれが成立するというのはなくて、国が思い切つた補助をして、そうしてこうした災害等にあらわれた方たちをすみやかに立ち上られるような措置をしていくというのが、ほんとうの政治ではないかと思ひます。そういうたよりな方向に今後、政府も努力されていくものと期待をいたしまして、賛成をするものでございます。

以上でございます。

○委員長(徳永正利君) 他に御意見もないようでございますが、両案については討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案の一括採決に入ります。地震保険に関する法律案及び地震再保険特別会計法案の両案を問題に供します。両案に賛成の方の挙手を願ひます。

「賛成者挙手」

○委員長(徳永正利君) 多数と認めます。よつて、両案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、討論中に述べられました青柳君提出の地震保険に関する法律案に対する四派共同の附帯決議案を議題といたします。青柳君提出の附帯決議

案に賛成の方の挙手を願ひます。

「賛成者挙手」

○委員長(徳永正利君) 挙手多数、よつて青柳君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまの附帯決議に對しましては、御趣旨を尊重いたし、よく検討の上善処いたしたいと思ひます。

○委員長(徳永正利君) なお、両案につきまして議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(徳永正利君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次回の委員会は五月十二日(木曜日)とし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十六分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、地震保険に関する法律案(予備審査のため)
の付託は二月十七日)

一、地震再保険特別会計法案(予備審査のため)
の付託は二月十七日)

一、公認会計士法の一部を改正する法律案(予備審査のため)
の付託は三月三十一日)

附 則

地震保険に関する法律案
(小字及び一は衆議院修正の部分)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

地震再保険特別会計法案

(不字及び一は衆議院修正の部)

附則

1 この法律は、地震保険に関する法律の施行の日、昭和四十一年四月一日から施行する。昭和四十一年度の予算から適用する。

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願(第二〇二二一號)(第二〇三三二號)(第二〇七七七號)

第二〇二二二號 昭和四十一年四月十九日受理
国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願

請願者 和歌山市中之島員柄二丁目 寺岡秀吉

紹介議員 和田 鶴一君
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第二〇三三三號 昭和四十一年四月十九日受理
国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願(二通)

請願者 福岡市天神一丁目福岡県傷病軍人表の会内 樋口寿恵子外一名

紹介議員 剣木 亨弘君
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

第二〇七七七號 昭和四十一年四月二十日受理
国民金融公庫の行なり戦傷病者の恩給担保融資額は正に關する請願

請願者 高知市常屋町九五高知県傷病軍人連合会内 増田藤三郎

紹介議員 堀見 俊二君
この請願の趣旨は、第一四九〇号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、地震保険制度確立に關する請願(第二二一八號)(第二二四二二號)

一、戦時中の軍部前渡金に關する請願(第二二四九號)

第二二一八號 昭和四十一年四月二十二日受理
地震保険制度確立に關する請願

請願者 長野市妻科長野県議會議長 羽田義知

紹介議員 羽生 三七君
地震保険制度をすみやかに確立し、民生の安定に資されるよう強く要望する。

理由
一、昨年八月以来ひん発している松代地震については、県並びに関係市町村として、あらゆる角度からできる限りの対策を講じ、事態に対処している。

二、国においても、前例を見ない緊急措置をとられたことは感謝にたえないが、地震の状態は一時小康を保つやに見えたところ、最近再び活発化しており、地域住民の間においても不安の色はおおるべくもない。

第二二四二二號 昭和四十一年四月二十三日受理
地震保険制度確立に關する請願

請願者 長野市妻科長野県議會議長 金井秀雅外一名

紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二二一八号と同じである。

第二二四九號 昭和四十一年四月二十三日受理
戦時中の軍部前渡金に關する請願

請願者 静岡県清水市入江二、八二〇 長島銀蔵

紹介議員 徳永 正利君
大東亜戦争中、軍部からの軍需品生産命令に伴い支払を受けた前渡金は、終戦後、返還の義務を負わされているが、戦災を受けた法人格を持たない事業主に対しては、返納義務を免除するより、必

要な措置を講ぜられたい。

理由

一、法人格を有していない戦災事業主は、その規模に比例した比較的大きいほど、戦時補償特別措置法によるいた手が大きく、容易に回復するものではない。

二、戦災を受けた者が唯一の復興資金に充当すべき戦時保険契約金は、被災した事業の規模、従業員労働者数、被保険者の生活費に對してなんらのしんしやくもなく、法定の支払額(国民均等)があつたのみで、従業員労働者に支払われるべき給与等一切の資金は事業主の責任において一方的負担に放置し、いかに多い戦時保険契約高であつても法定額を差し引いた残額を百分の百の比率により没収的税措置によつて国家の歳入にされてしまつた。

三、しかるに前渡金だけは依然として返納義務を課せられているが、この際、前渡金の額が戦時保険契約高の額より多い場合、すなわち前渡金剰余額は依然として返納義務額とし、もしも戦時保険契約高が前渡金より超過する者に対してはすくなくとも返納義務を免除する等の適切な措置を要望する。

第十五号中正誤

ペ	段	行	誤	正
三	二	終わり	どうい	という
七	三	措置法と		措置法を
二	四	源治		源泉
七	三	終わり	おります	おります。
一	一	御質問かど		御質問かと
二	二	法人税		法人税は
三	三	六多分に		多分に

昭和四十一年五月十七日印刷

昭和四十一年五月十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局